



# 人事・労務に役立つ NEWS LETTER 事務所通信

発行: 萩野事務所

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 6-73-4

TEL 043-272-3081 FAX 043-274-3362

12  
2018

## 🎄📅 平成 30 年分の年末調整における留意事項

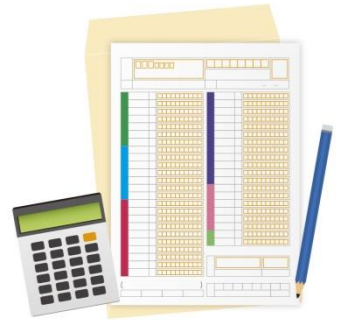
年末調整の時期がやってきました。平成 30 年分の年末調整においては、配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正に伴い、各種申告書等の様式も改正されています。年末調整の際に発行する源泉徴収票や源泉徴収簿の様式も変更されていますので、ご紹介します。

### ..... 留意事項：各種申告書等の見直し .....

#### ● 給与所得者の配偶者控除等申告書について

「給与所得者の配偶者特別控除申告書」が、平成 30 年分から「給与所得者の配偶者控除等申告書」に改められました。これに伴い、「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」(兼用様式)についても、平成 30 年分からは、「給与所得者の保険料控除申告書」と「給与所得者の配偶者控除等申告書」の 2 種類の様式に改められました。

平成 30 年分の年末調整において、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けるためには、「平成 30 年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の「源泉控除対象配偶者」欄への記載の有無にかかわらず、「給与所得者の配偶者控除等申告書」を会社(給与の支払者)に提出する必要があることを、社員(給与所得者)に伝えておきましょう。



#### ● 源泉徴収簿について

源泉徴収簿の⑮欄の「配偶者特別控除額」が「配偶者(特別)控除額」に改められました。また、⑯欄の「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」が「扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」に改められました。

これらに伴い、配偶者控除額については、平成 29 年分の源泉徴収簿においては、⑯欄の「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」に含めて記載することになっていましたが、平成 30 年分からの源泉徴収簿においては、⑮欄の「配偶者(特別)控除額」に記載することとされました。

平成 29 年分の源泉徴収簿(抜粋)		平成 30 年分の源泉徴収簿(抜粋)	
生命保険料の控除額	⑬	生命保険料の控除額	⑬
地震保険料の控除額	⑭	地震保険料の控除額	⑭
配偶者特別控除額	⑮	配偶者(特別)控除額	⑮
配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯	扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯
所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)	⑰	所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)	⑰
差引課税給与所得金額(⑨-⑰)		差引課税給与所得金額(⑨-⑰)	

★ 源泉徴収簿⑯欄の計算を容易にする早見表についても、配偶者控除額のことを省いた新たな「平成 30 年分の扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」が公表されています。

今回の年末調整においては、変更点が多々あります。ご質問などがあれば、気軽にお問い合わせください。



## 非正規と正規の基本給の格差は不合理(高裁で判決)

「産業医科大病院の事務として働いている臨時職員の女性が、正規職員と給与に差があるのは労働契約法違反だとして、大学側に損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、高等裁判所が「待遇の差は不合理で違法」と判断し、請求を退けた地方裁判所の判決を取り消し、大学側に約113万円の支払いを命じた。」といった報道がありました(判決は平成30年11月29日)。

裁判長は「女性は30年以上勤務し、業務に習熟しているのに、同時期に採用された正規職員の基本給との間に約2倍の格差が生じている」と指摘。労働契約法の改正によって、非正規労働者との不合理な労働条件が禁じられた平成25年4月以降、月額3万円を支払うように命じたとのこと。

この訴訟で、訴えの根拠となっているのは、労働契約法第20条です。

本当に、同条をめぐる訴訟が新聞などに取り上げられる機会が増えていますね。その概要は、確認しておきましょう。

<労働契約法第20条(不合理な労働条件の禁止)／「労働契約法改正のあらまし」より>

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/dl/pamphlet07.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/dl/pamphlet07.pdf)

[参考]なお、この訴訟で問題となったような内容を含む同一労働同一賃金の問題に関しては、働き方改革関連法により、2020(平成32)年度(中小企業は2021(平成33)年度)から大幅に改正され施行されることになっています。

具体例を定めたガイドラインも新たに策定されることになっていますが、その案などが、「第15回労働政策審議会 職業安定分科会 雇用・環境均等分科会 同一労働同一賃金部会」で示されています。

その際の資料については、こちらをご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000176596\\_00009.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000176596_00009.html)

## 労働保険徴収法施行規則等を改正 一括有期事業開始届の廃止など

平成30年11月30日の官報に、「1. 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第137号)」および「2. 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第138号)」が公布されました。

1. の改正省令は、労働保険徴収法施行規則に定める各種様式を見直すもの。記載事項を条文に規定し、多くの省令様式を廃止するものです。実質的な改正ではなく、電子申請の普及促進などを踏まえた改正だと思われます。[公布の日(平成30年11月30日)施行]

2. の改正省令は、行政手続コストを削減するため、一括有期事業の地域要件および一括有期事業開始届を廃止するものです。[平成31(2019)年4月1日施行]

ひとまず、官報の内容をお伝えします。

わかりやすい資料などが公表されましたら改めてお伝えします。

<1. 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(平成 30 年厚生労働省令第 137 号)>

<https://kanpou.npb.go.jp/20181130/20181130g00265/20181130g002650004f.html>

<2. 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成 30 年厚生労働省令第 138 号)>

<https://kanpou.npb.go.jp/20181130/20181130g00265/20181130g002650017f.html>

## 民間事業者におけるマイナンバーカードの利活用

民間事業者は、マイナンバーカード(IC チップ)の空き領域にアプリケーションを搭載することにより、様々な事務でマイナンバーカードを活用することが可能となっています。

そのためには、番号法施行令 18 条 2 項 4 号の規定に基づき、事務の実施者及び事務の内容について、総務大臣による告示を受けることが必要となります。

総務省では、そのようにマイナンバーカードを利活用することを促進していましたが、この度、NTT コミュニケーションズ株式会社が、その告示を受けたことが公表されました(平成 30 年 11 月 28 日公表)。

NTT コミュニケーションズ株式会社では、利用を希望する社員のマイナンバーカードに、同社が開発したアプリをインストールし、社員情報を登録することで、オフィスの入退室、PC のログイン認証などにマイナンバーカードを利用できるようにすることとしています(本社ビルの社員約 5,000 人を対象に 2019 年から開始予定)。

今後は、同社が入居している他のオフィスビルへも順次拡大することを検討するとのことでした。

今後、このようなマイナンバーカードの利活用が進むことになるか？

下記のページで、その仕組みなどをご確認ください。

<民間事業者におけるマイナンバーカードの利活用>

[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01gyosei02\\_02000182.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei02_02000182.html)